

平成 2 9 年 1 2 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 29 年 12 月 26 日 (火曜日)

平成29年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年12月26日(火曜日) 午後3時00分～午後4時25分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| 会 長 | 13番 | 橋 口 初 男   |
| 委 員 | 1番  | 吉 永 一 雪   |
| 〃   | 2番  | 富 田 良 成   |
| 〃   | 3番  | 北 之 口 洋 一 |
| 〃   | 5番  | 淵 脇 耕 二   |
| 〃   | 6番  | 溝 田 耕 一   |
| 〃   | 7番  | 朗 山 崎 勝 一 |
| 〃   | 8番  | 田 淵 哲 朗   |
| 〃   | 9番  | 松 山 和 子   |
| 〃   | 10番 | 徳 留 徳 次   |
| 〃   | 11番 | 後 藤 望     |
| 〃   | 12番 | 横 原 洋 伸   |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12 番の横原委員と 1 番の吉永委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 13 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお  
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めま  
す。

9 番： はい。

議長： 松山委員。

9 番： 現地は〇〇線の〇〇から少し行った右側にあります。譲受人は夏は水稻と WC S を作  
付けられ、その後にブロッコリー、バレイショを植え付けられます。現地はすでにバレイ  
ショが植え付けられておりまして、今後も営農をしっかりと続けられると思われ、何ら  
問題はないと思います。審議方よろしく願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し  
ていただきたいと思ひます。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 13 号 受付番号 1 番について、  
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 13 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 13 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 13 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 1 番： はい。11 番、後藤です。

議 長： 後藤委員。

1 1 番： 12 月 21 日に現地調査を行いました。〇〇沿いの〇〇のすぐ隣にあります。現地はすでに生コンで舗装されており、駐車場として利用されておりました。〇〇はバレイショ、インゲンなどの仕入れ業者及び農業資材を広く取り扱っており、農業用施設として認められると思います。また、大型トラックや一般車両の出入りも多く交通安全の面からもやむを得ないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員。

8 番： 10 a 当たり〇〇円ということですが、20 m<sup>2</sup>で〇〇円となるようですが、こんな金額の受け渡しがあったということですか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： すみません。ここは訂正であります。10 a 当り〇〇円となります。20 m<sup>2</sup>で〇〇円、他のところも含めて〇〇円ではないかと考えるところです。20 m<sup>2</sup>の〇〇円はありえないと考えておりますが、どことどの土地だとはっきりしないものです。

8 番： 本人たちもどこの土地を売買した、ということがわからないからということですね。

事務局： 別添の 3 条調査表にも記載してありますとおり、15 年程前に当事者間で売買契約が締結されているため、遡及の 3 条申請となっております。

議 長： 他にございませんか。

3 番： はい。

議 長： 北之口委員。どうぞ。

3 番： 現況が駐車場のようになっているということであれば、3条じゃなくて5条ではないかと思いますが。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： はい。そこを事務局としても悩んだところですが、3条で申請、許可を受けたうえで4条の始末書付の申請となったところであります。実際、後藤委員が説明されましたとおり、農業用施設として取り扱いが可能なものとなっておりますので、自作地の中の農業用施設ということで4条申請の200㎡以下で、県への申請もないということで大丈夫ではないかと考えているところであります。

議 長： よろしいですか。

3 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第13号 受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請 受付番号1番についてですが、平成29年12月19日付けで譲受人〇〇より取下げ願が提出されております。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請については取り下げ扱いといたします。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局。

事務局： この件につきましては、議案書に示してありますとおり太陽光発電施設の設置だったわけですが、他法との協議が済んでいないことが分かりましたので、農地法を先に進めるべきではないと判断し、一旦、取り下げということになっております。

議 長： 次に、議案第15号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 25ページの議案第15号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 15 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願ひします。

議 長： これより質疑に入りますが、〇〇番、〇〇委員に関する議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員 退室)

議 長： これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 15 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 15 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(〇〇委員 入室)

議 長： 次に、本日追加議案となりました、議案第 16 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 別添がございます、議案第 16 号の冊子をお開きください。農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地（非農地判断）に係る資料を別紙のとおり提案します。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 16 号の議案書をもとに朗読及び説明)

議 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、冒頭にも話しをしましたとおり、今回を含めた農地パトロールの中で皆さんが 1 筆調査をしていただいたと思ひますが、中山間の昔、畑として耕作されていたようなところが植林されたり、雑木林になっていたところがここに上がってきているものだと思います。公費を投資した整備地区は入っておりませんので、そのつもりでご判断いただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局：今回、約 3,000 筆を非農地判断として審議をお願いしているところですが、この約 3,000 筆を非農地判断として議決いただかない限り、来年度の農地パトロールで調査をしなければならなくなるものです。本日、非農地として判断いただければ、この分については、農地パトロールから除外されることとなっております。この 3,000 筆については、農地パトロールが実施された後に、再度、航空写真等を確認しながら明らかに山林と判断されたもののみを上げております。詳細については、1 ページから 59 ページまでは山林化されているものでございます。61 ページが災害等の被災農地となっております。62 ページのその他につきましては、公共事業的なものが施工されたものであります。砂防堰堤や県道敷きなどで、そのまま残っている土地でございます。今回、この非農地から除いたものがあります。地目が原野というものを除いております。原野については、どうしても判断が難しいということもあり、来年、再度、調査を実施していただいたうえで、非農地判断をさせていただければと考えております。どうしても、もう一度、現地を見ていただかなければ判定がし辛い農地もございました。それが約 737 筆あり、約 465,000 m<sup>2</sup>、46.5ha あります。この分について、来年度、再調査をお願いするところです。非農地通知については、法務局へ通知をお持ちになれば、後は申請をするだけで法務局が現地調査をされて登記簿が変更されるということです。所有者が申請をされない限りは、登記簿の書き換えはされません。農業委員会としては、非農地判断したもののについては、調査対象外となるだけです。見ていただければ分かると思いますが、未相続の農地が大半を占めていることがお分かりになるかと思います。

2 番： はい。

議長： 富田委員。どうぞ。

2 番： この通知は、納税義務者にされるのですか。

事務局：所有者が不在の場合は、納税義務者へ、納税義務者が不在の場合は、代納者の順となります。それでも不明な場合は、戸籍調査までとなっております。

8 番： 図面を見なければ分かりませんが、今回の農地パトロール分は掲載されていないのでは。しかし、航空写真で見れば当然、山でしょうから。

事務局：農地法の改革のころに、山の中に農地があったものの残りだと思われれます。ですから、明らかに山林化となって 30～50 年経過しているが、農地として残っているというものを全て洗い出しております。あわせて、昨年、改正前の農業委員の皆さんにも見ていただいた農地も含んでおります。

議長：農業委員会に相談されて、本日、これが決定されれば、事務局の方で決定しておりますので、後は本人申請になろうかと思います。非農地通知が発送されて、相談を受けた場合にはご説明をしていただければと思います。

議長：他にございませんか。

議長：よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 16 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり非農地判断として処理することに決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 本日は、農地利用最適化推進委員の皆様も召集していただいておりますが、議案書と同封しておりました、南大隅町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてご説明させていただきます。

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針の説明)

以上説明させていただきましたが、修正等なければ県へ報告させていただきます。

議 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、聞いてみたいところがありましたら、お出しただきたいと思います。また、再度お目通しいただき、何かございましたら事務局へご相談いただきたいと思います。

議 長： 何もございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長： 他にございませんか。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局。

事務局： 平成 29 年度の農地利用状況調査の概要について、ご説明させていただきます。

(平成 29 年度農地利用状況調査についての説明)

議 長： よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議 長： 他にございませんか。

事務局： はい。



議 長： 事務局、どうぞ。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員